

## 実践報告 ガバナンス

# リスクマネジメントと企業倫理の確立

### 課題へのアプローチ

当社グループでは、コンプライアンス、環境、品質、情報セキュリティ、人権などに関するリスクを洗い出し、その予防・抑制、発生後の損失の軽減を行っています。このようなリスクマネジメントが、当社グループだけではなく私たちの事業を取り巻くステークホルダーの権利・利益の保護に寄与すると考えています。

また「贈賄防止規程」や「本人確認等規程」を策定するなど、贈賄、資金洗浄、横領などの法令に抵触する腐敗行為を厳に禁止・防止する体制を構築しています。それに加えて、法令に抵触するようなものではなくても、腐敗を助長し、倫理的に許されないと考えられる行為については、大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範をはじめとした各種方針、規程に則って、これを禁止しています。これによって、事業運営の透明性や公平さを確保した取引を行うように定めています。

### マネジメント

## リスクマネジメント体制の構築

当社は、「リスクマネジメント規程」を制定し、リスクを「大和ハウスグループに損失を与えるおそれのある事象」と定義したうえで、リスクについての平時・有事の対応体制を明文化しています。具体的な体制は、以下の通りです。

#### 平時の体制

当社は、経営管理本部長をリスクマネジメント統括責任者に選任して、同責任者が当社グループ全体のリスクマネジメント体制の構築・運用・監督を実施する体制としています。そして、同責任者の監督のもと、当社の各事業におけるリスク

の未然防止、顕在化したリスクへの対応を推進するための組織として、事業単位のリスク管理委員会（事業本部リスク管理委員会）を設置しています。

これらの体制を含む当社グループ全体の内部統制システムを監督する組織として内部統制委員会を設置しています。同委員会の委員長は社長が、副委員長は経営管理本部長（リスクマネジメント統括責任者）が務めています。

#### 有事の体制

万一重大なリスクが顕在化した場合には、緊急対策本部を立ち上げて対応し、業績などへの悪影響の最小化に努めています。「リスクマネジメント規程」において、顕在化したリスクのうち当社グループまたはそのステークホルダーに特に重大な影響を及ぼすおそれのあるものについて、緊急対策本部を設置して、当該重大リスクへの対応・再発防止策の検討・推進を行う体制としています。そのうえで、リスクマネジメント規程の下位規範である「緊急対策本部設置・運営細則」において、緊急対策本部の設置基準・メンバー・運営手順・業務などを明文化することで、速やかに緊急対策本部を立ち上げて適正な対応をとることができる体制としています。

上記の各体制により集約されたリスクおよびその対応に関する情報については、事業本部リスク管理委員会や内部統制委員会を通じて、定期的にまたは随時に取締役会に報告しており、取締役会はリスクマネジメント体制の監督を行っています。

## 租税に対する方針および体制構築

#### 基本方針

当社グループでは、当社グループを取り巻くすべてのステークホルダーと共創共生を実現していくために大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範を定めており、事業活動を行うすべての国において、税法を遵守するだけでなく、

法の精神に従い、立法趣旨も考慮したうえで、適切な納税を行い税金の公正性に従うことが、企業の社会的責任であると同時に、地域社会への貢献であると認識しています。そのため、租税回避地を利用した恣意的な租税回避は行わず、企業価値の向上と事業活動を行う地域への還元のバランスを考慮した納税を実施する方針としています。

#### 税務に関する社内体制

当社グループでは連結納税制度を採用しておらず、会社ごとに納税に関する実務を行っており、CFO（最高財務責任者）が管掌する当社経理部にてグループ全体の税務の統制・支援を行っています。当社経理部においては、適切な納税を実施するために必要な法令知識の取得に努めるとともに、グループにおける取引に関する情報を正確に集約できる体制の構築に努めています。また、税務上の解釈が不明確な取引については外部専門家のアドバイスを受けるとともに、重要な取引については税務当局への事前照会制度を利用し、適切な納税を行う体制としています。

#### 国際税務への取り組み

当社グループは、OECD（経済協力開発機構）によるBEPS（Base Erosion Profit Shifting：税源浸食と利益移転）プロジェクトなどの国際的取り組みが、税の透明性確保や国際的な租税回避を防止するために重要であると理解しています。そのため、各国税法を遵守すると同時にBEPSプロジェクトなどの趣旨をふまえた税務管理を実施し、グループ会社間の国際取引についてもOECD移転価格ガイドラインに従ったルールを定め、運用しています。

## 実践報告 ガバナンス

## リスクマネジメントと企業倫理の確立

## 腐敗防止体制の構築

当社は「強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである」との原則を含む国連グローバル・コンパクトに署名し、公務員への賄賂、過剰な接待や贈答品の授受、癒着、横領、背任などのあらゆる形態の腐敗行為の防止に取り組んでいます。

そして、当該方針を具体化すべく、「贈賄防止規程」「贈賄防止細則」「本人確認等規程」「反社会的勢力対応規程」を策定・運用するとともに、談合などの公正競争を阻害する行為を厳に禁止する旨の通達の発信や研修、法務責任者による事前承認を必要とする各国の基準金額の見直しを実施して、贈賄、資金洗浄などの法令に抵触する腐敗行為を厳に禁止・防止する体制を構築しています。それに加えて、法令に抵触するようなものでもなく、腐敗を助長し、倫理的に許されないと考えられる行為については、大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範をはじめとした各種方針、規程に則って、これを禁止しています。これによって、事業運営の透明性及び公平さを確保した取引を行うように定めています。

「贈賄防止細則」においては、公務員・みなし公務員などに対する金銭その他の利益（接待、贈答、公務員などが負担すべき経費の負担、寄付、助成その他の便益）の供与を原則として禁止し、法務責任者による事前承認を得た場合などの例外要件を充足した場合のみを許容する他、トランスパレンシー・インターナショナルが公表している「Corruption Perceptions Index」などに照らして高リスク国を本国とする第三者などとの契約については、統括責任者などの承認を必要とするなど、高リスク国においてはより一層慎重な対応を行うというリスクベースアプローチを採用しています。

 [腐敗防止に関する基本方針](#)

## マネーロンダリングの防止

当社では、国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与するという犯罪収益移転防止法の目的に則り、マネーロンダリングを防止するために、顧客の本人特定事項などの確認、取引記録などの保存および疑わしい取引の届け出などに関するルールである本人確認等規程を定め、従業員に周知しています。そのうえで、犯罪収益移転防止法や本人確認等規程の内容を平易に解説するための「犯罪収益移転防止法にかかるQ&A」を作成し、従業員に周知したり、マネーロンダリングの防止に関する社内研修を実施したりしています。

また前記の法律、規程に則った適正なマネーロンダリング防止活動ができているかを確認すべく、内部監査部が事業所に出向き、監査を実施しています。さらに、犯罪収益移転防止法施行規則32条により努力義務として課せられている特定事業者作成書面などとして「犯罪収益の移転に係るリスク評価書」を作成しており、マネーロンダリングリスクの評価を行うために当社が採用する方針・手法を明示しています。

なお、2022年度は、マネーロンダリングの防止に関する法律である犯罪収益移転防止法に基づくものを含め、会計に関連する問題を理由とする有罪判決や行政処分を受けたという報告はありません。

## インサイダー取引の防止


当社は、グループ全体でインサイダー取引を未然防止するための体制の整備や研修を行っています。

また当社では、インサイダー情報の管理責任者を「情報管理責任者」と定め、経営管理本部長が務めています。発生したインサイダー情報は直ちに情報管理責任者へ報告されます。

なお、当社従業員およびグループ会社幹部については、当

社株式などを売買するにあたり、事前に経営管理本部長に届出を行い許可を得なければならない体制を構築しています。またグループ各社の従業員については、事前に各社で定める情報管理責任者（各社の代表取締役社長）に届け出を行い許可を得なければならない体制としています。届け出を行う際には、申請者自身がインサイダー情報を保有していないかセルフチェックを行うとともに、申請者の上司（情報管理担当者）によるチェックを行うことで、インサイダー取引が発生しない体制を整えています。

当社グループの新卒・キャリア採用者に対しては入社時に研修を行い、インサイダー取引未然防止のための啓発を行うとともに、「CASE BOOK」などを通じて継続的な啓発を行っています。

 P075 教育用小冊子(CASE BOOK)の配付・活用

## 反社会的勢力との関係遮断

当社グループでは、健全な企業経営を実現するため大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範を制定し、反社会的勢力との関係遮断を社内外に公表しています。また当社では、基本方針および「反社会的勢力対応規程」を定め、代表取締役である経営管理本部長をトップに、実務対応を総括する部署ならびに統括責任者を明確にし、組織的な対応体制を構築するとともに、平素より警察や都道府県暴力追放運動推進センターなどの外部機関との連携を強化し、問題発生時の連絡協力体制を構築しています。

当社グループ各社においても、反社会的勢力の排除体制の構築（規程の整備、統括責任者の設置、外部機関との連携など）に努めるとともに、グループ会社同一の反社会的勢力に関するデータベースを整備するなど、当社グループが一体となった取り組みを推進しています。

## 実践報告 ガバナンス

# リスクマネジメントと企業倫理の確立

## 事業投資委員会における審議

事業投資委員会では、当社における重要な不動産開発事業およびそのほかの事業投資について、事業性およびリスクを評価し審議しています。不動産開発事業の場合はIRR（内部収益率）をハードルレートに設定し、同時に、ESGを含む多面的なリスク評価（16部門、26項目）を行い、審議のうえ投資実行を採択しています。従って、経済的な基準はクリアする投資案件であっても、当該投資実行が当社の目指すべき姿やビジョンと大きく相違する場合や、環境への影響が大きい場合などには、当該投資は採択されません。なお、リスク評価項目は定期的に見直しを行っています。そのほかの事業投資についても不動産開発事業に準じて判断します。

### ■投資判断のためのリスク評価（不動産開発案件の場合）

#### 【経済的なリスク評価】

・IRRをハードルレートに設定※

※ WACC（株主資本コストと負債コストの加重平均）を基準にリスクプレミアムなどを加味して設定

+

#### 【多面的なリスク評価（16部門、26項目）】

- ・経営理念・経営戦略・ブランドイメージとの合致
- ・法的リスク
- ・土壌・地下水汚染、地盤リスク、災害リスク（洪水など）、環境問題など環境への影響
- ・建築費の妥当性など

📖 P063 土地取引・建設工事ともなう土壌汚染の拡散防止

## 事業投資におけるESG側面の評価

M&A（企業の合併・買収）を行う際のデューデリジェンスは、財務情報のみならず、非財務情報も含めてESGの視点で対象企業を俯瞰して取り組み、リスク・機会の検討と評価を行っています。

財務・税務面での調査のほかに、企業文化、ビジネスモデルなどの事業面、①環境：環境問題への取り組み、環境負荷への影響、②社会：労働環境、労務管理、③ガバナンス：内部統制・リスク管理の体制、遵法性などのESGの視点での調査を通じて、対象企業の優位性や定性的側面でのシナジーの可能性、事業上のリスクなどを評価しています。これらの評価の結果、対象企業またはその事業の将来性が長期的に見込めないと判断した場合や当社のリスク負担が満足できるものでないと判断した場合は、投資を行いません。また、対象企業が反社会的勢力との関係またはその疑いを有する場合、もしくはそのような企業が関与するM&Aは、いかなる理由があっても行いません。

さらに、デューデリジェンスとM&A実施後の統合プロセスであるPMI（Post Merger Integration）は、ESG対応を織り込んだシームレスな取り組みとしています。

## 投資管理ガイドライン（骨子）-海外事業編-

当社グループでは、海外事業における事業投資について、事前調査から企画・実行・運営の各局面において、確認すべき事項や注意すべき観点をガイドラインとしてまとめ、周知することにより、事業投資にともなうリスク軽減を図っています。

## 事業継続マネジメント（BCM）

当社では部門横断のBCM部会を組織し、本社および事業所の自然災害における被災時の事業継続に関する規程（BCP規程）の策定や、体制の構築を推進しています。昨今の災害発生状況を受け止め、「いつ想定外の激甚災害が起こってもおかしくない」という認識のもと、危機感をもって防災・減災対策に取り組んでいます。当社では災害対策本部・現地災害対策本部の設置やコールセンター・工場などが被災した際のバックアップ体制の整備など、地震などの自然災害やパン

デミックが発生した場合に迅速かつ確に対応するための体制を構築しています。また、本社被災時には、東京本社と総合技術研究所（奈良県）を代替本社とし、会社の事業を継続します。

## サプライチェーンにおける事業継続計画（BCP）の策定

大規模災害の発生によりサプライヤーから材料の供給が途絶える事態に備え、サプライチェーンにおけるBCPを策定し、常に複数のサプライヤーや製造拠点から材料を調達する等の対策を進め、事業中断リスクの低減に取り組んでいます。また、災害発生時の対応方法を手順に定め、被災状況を即時確認し、必要に応じて代替が可能な体制を構築するように努めています。

加えて、災害以外のリスクとしてサプライヤーの経営状況、法令遵守の状況などを確認することで、サプライヤーに起因する材料の供給不能のリスク低減に取り組んでいます。

### 工場における事業継続マネジメント

工場では本社生産部門と連携し、気象情報の収集と工場内に設置したさまざまなセンサーを監視しながら、予測される被害を想定した対策（排水の点検、材料や製品の養生、シャッターや扉の点検など）を行い自然災害に備えています。また、帰宅困難者への対応、早期帰宅指示や、翌日の生産体制について協力会社責任者と協議し従業員の安全を確保しています。さらに協力会社を含めた緊急連絡体制を整備し、有事の際には被害を最小限に抑え、素早い復旧が可能な体制を整えています。

## 実践報告 ガバナンス

# リスクマネジメントと企業倫理の確立

## 従業員の安全・安心を守る体制

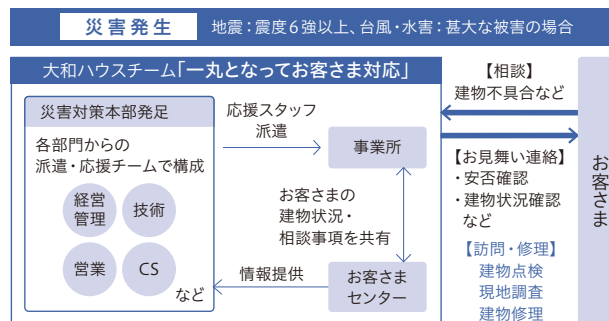
地震、台風、水害などの自然災害やパンデミック、爆破予告などに対しては行動マニュアルを策定し、現場で何をすべきかを明らかにしています。また、従業員の安否確認については、日ごろの備えとして半年に一度、すべての事業所で災害時対応訓練を実施している他、発災後には従業員の安否を確認し、被災状況の把握を行います。加えて2022年度は、近年高まっている水害リスクについて、BCM上の重要拠点である事務所について詳細なリスク調査を実施しました。調査結果を受け、対策の一環として、BCM部会にて水害時における本社機能の継続を目的とした机上訓練を実施しました。BCP規程の実用性の検証および知見の共有を実施するなど従業員の安全・安心を守る体制構築に取り組んでいます。

## 災害・異常気象発生時のお客さま対応の体制

災害などに備え、BCP規程にて従業員への教育や定期的な訓練を実施しており、震度6強以上の地震が発生した場合には、「災害対応マニュアル」に基づき速やかにお客さまの安否を確認するように定めています。また、グループ会社を含めたさまざまなルートを通じて、支援物資を被災地へ届けられる体制を整えています。

2022年度は、当社の事業活動に大きな影響を与えるような災害もなく、災害対応マニュアルの読み合わせや改訂などを行いました。

## 災害時に一丸となった対応ができる体制

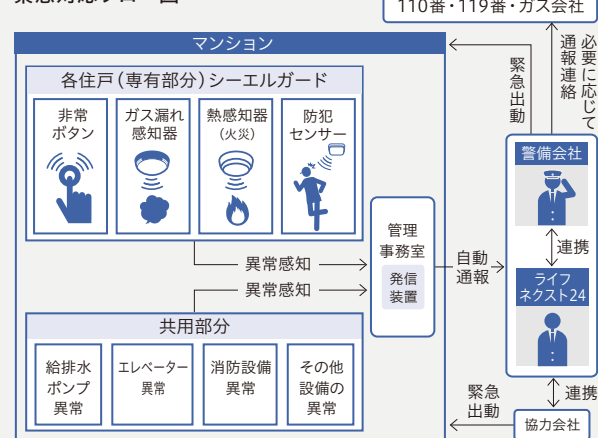


## 分譲マンションの場合

### ■緊急対応システム「ライフネクスト24」

分譲マンションのお客さまに対しては、緊急センター「ライフネクスト24」を設置し、24時間365日体制で対応しています。

### 緊急対応フロー図

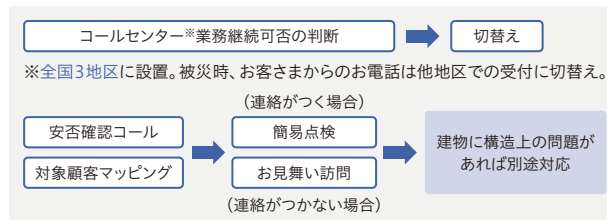


※マンションおよび住戸の仕様により監視項目は異なります。

※緊急センター「ライフネクスト24」は当社グループの分譲マンション管理会社である大和ライフネクスト株式会社に設置。

## 戸建、賃貸住宅の場合

### ■コールセンターの対応体制



## 主な取り組み

## 経営層による勉強会の実施

当社では毎年、外部有識者をお招きし、定期的に非業務執行役員を含む取締役・執行役員を集め、潜在的リスクやESG経営に関する勉強会を実施しています。

### ■2022年度勉強会実施実績

実施時期	テーマ
2022年9月8日	サーキュラー・エコノミーの実践について
2022年12月8日	パーパス経営の重要性について
2023年2月10日	進化するハラスメントリスク

※「進化するハラスメントリスク」については、開催の都合により取締役と執行役員を分けて勉強会を実施。執行役員向け勉強会のみ2023年4月13日に実施しています。

## 実践報告 ガバナンス

# リスクマネジメントと企業倫理の確立

## 内部監査などによる腐敗防止

当社では、大和ハウスグループ企業倫理綱領および行動規範に則り、事業運営の透明性・公平性を確保するために、ヒューマンライツ推進室など関連部門から、不正・違法行為の調査依頼をされた際は臨時で内部監査を実施し、事実確認を行っています。

また、社内の監督については、監査役および内部監査部による監査、財務報告における内部統制活動評価、リスク管理委員会への上程、内部通報窓口への通報などの仕組みがあります。各ルートから集まった情報は迅速に判断し、腐敗リスクアセスメントを実施します。

## 腐敗に関するリスク評価

当社はUNGC(国連グローバル・コンパクト)に署名し、腐敗防止分野の原則である「強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである」を支持し、公務員への賄賂、過剰な接待や贈答品の授受、癒着、横領、背任などのあらゆる形態の腐敗の防止に取り組んでいます。

例えば、「贈賄防止規程」においては、贈賄リスクの把握・評価に関する条項を取り入れています。具体的には、従業員は贈賄の慣習などに関する情報の収集を行い、また統括責任者は贈賄リスクに関する調査を行い、その情報を担当部門に集約して、検証・評価を行うというプロセスを採用しています。

なお、2022年度は、当社事業に関連して、ファシリテーションペイメントを含めた不適切な贈賄行為が行われたという報告や、贈賄を含む汚職行為を理由とする有罪判決や行政処分を受けた旨の報告はありません。

## 法令違反・訴訟など(ESG問題含む)による制裁措置

### 法令違反・訴訟などに対する引当金について

当期以前の事象に起因し、将来発生する可能性の高い罰金や和解金については期末に金額を見積り、引当金を計上することとしていますが、2022年度末において重要な引当金はありません。

📖 P025 環境法規制の遵守状況(2022年度)

## 個人情報の管理への対応

当社は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報を適切に利用し保護することが事業活動の基本かつ社会的責任であると考え、個人情報保護方針(プライバシーポリシー)を定めて社内外に公表しています。この方針のもと、社内規程の策定・個人情報管理者の設置など組織的・人的な安全管理体制を整備するとともに定期的な研修を実施し、個人情報保護の考えや社内規程を周知徹底しています。また、情報技術による対応においても、個人情報は最重要の情報と認識しており、利用者認証統制やアクセス制限、操作ログ管理などを行うとともに、ハードディスクの暗号化、外部からの不正なアクセスの検知など多段階の対策を実施しています。

また、個人情報だけではなく、当社が所持するすべての情報資産に対する情報管理体制の見直しを図り、情報管理の責任者の設置や情報の重要度に応じた取り扱いルールの方針策定、従業員への教育を実施しています。なお、2022年度において、監督官庁などからの指導・助言・勧告・命令を受けた事案はありませんでした。

## マーケティング・コミュニケーションにおける自主規制

当社では広告物について、法規制、業界内規制に加え、人権への配慮などさまざまな広告表現の自主規制を設けています。また、広告物をテンプレート化して運用する広告制作システム「Dワークプレイス」の活用を促進し、作成段階での表現上のリスクを軽減しています。

## 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅については、自然災害の発生後、設計から引渡し後の管理まで、当社グループで一貫して担当するプロジェクトを立ち上げ、災害発生時の緊急活動をスムーズに行う体制を整えています。同プロジェクトでは建設マニュアルの整備や定期的な訓練など、平時からの備えに重点を置いた取り組みを実施しています。災害時における当社グループ全体の建設戸数は、2011年の東日本大震災で11,051戸、2016年の熊本地震で1,016戸、2019年の台風19号で105戸および福祉仮設住宅76床でした。

- 🌐 東日本大震災 被災地支援活動
- 🌐 熊本大学×大和ハウスグループ 応急仮設住宅の早期提供を目指した共同研究契約を締結



応急仮設住宅